

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)
由布市

- 1 A 2 介護予防訪問介護相当サービス
- 2 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 3 訪問型サービスA
- 5 A 6 介護予防通所介護相当サービス
- 2 A 7 介護予防通所介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 7 介護予防通所介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 7 通所型サービスA

※令和6年度より市の事業名称が変更となっています。

国	令和6年度～	～令和5年度
訪問型サービス（独自）	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自・定率）	訪問型サービスA	訪問自立支援強化型サービス
通所型サービス（独自）	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自・定率）	通所型サービスA	通所自立支援強化型サービス

※A3、A7のコードについては、割合（％）の加算を含める場合は、別途組合せのコード及び単価を作成しますので、事前に由布市高齢者支援課までお知らせください。

別表第1-1 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A2 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111 訪問型サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1176	1月につき			
A2	2111 訪問型サービス1日割		1,176単位	39	1日につき			
A2	1211 訪問型サービス1.2		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2349	1月につき			
A2	2211 訪問型サービス1.2日割		2,349単位	77	1日につき			
A2	1321 訪問型サービス1.3		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3727	1月につき			
A2	2321 訪問型サービス1.3日割		3,727単位	123	1日につき			
A2	2411 訪問型サービス2	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき			
A2	2511 訪問型サービス2.2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		179		
A2	2621 訪問型サービス2.3		(二) 所用時間45分以上の場合	220				
A2	1411 訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163				
A2	C211 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	-12	1月につき	
A2	C220 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.1日割			所定単位数の1%減算	-1	1日につき		
A2	C212 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2			(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	-23	1月につき	
A2	C213 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2日割		所定単位数の1%減算	-1	1日につき			
A2	C214 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	-37	1月につき		
A2	C215 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3日割		所定単位数の1%減算	-1	1日につき			
A2	C216 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	-3	1回につき	
A2	C217 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.2				(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.3			(二) 所用時間45分以上の場合	-2			
A2	C219 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	-2		
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.1			業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		所定単位数の1%減算
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.1日割		所定単位数の1%減算			-1	1日につき	
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.2		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)			所定単位数の1%減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.2日割	所定単位数の1%減算	-1		1日につき			
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.3	(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算		-37	1月につき		
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算1.3日割	所定単位数の1%減算	-1		1日につき			
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算2.1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		所定単位数の1%減算	-3	1回につき	
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算2.2				(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算2.3		(二) 所用時間45分以上の場合		-2			
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	-2			
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき			
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき			
A2	8112 訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき			
A2	4001 訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200				
A2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	1月につき			
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200				
A2	6102 訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1月につき、1月1回まで)	50				
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算					
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算					
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算					
A2	6380 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算					

別表第1-2 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (3割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
A3 2001			訪問型サービスⅠ (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	70%	1176 1月につき
A3 2003			訪問型サービスⅠ日割 (制限)		1,176単位	70%	39 1日につき
A3 2005			訪問型サービスⅡ (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	70%	2349 1月につき
A3 2007			訪問型サービスⅡ日割 (制限)		2,349単位	70%	77 1日につき
A3 2009			訪問型サービスⅢ (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	70%	3727 1月につき
A3 2011			訪問型サービスⅢ日割 (制限)		3,727単位	70%	123 1日につき
A3 2013			訪問型サービスⅣ (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	70%	287
A3 2015			訪問型サービスⅤ (制限)		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	179
A3 2017			訪問型サービスⅥ (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合	70%	220
A3 2019			訪問型短時間サービス (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	163
A3 2109			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	70%	-12 1月につき
A3 2110			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2111			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12 (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	70%	-23 1月につき
A3 2112			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2113			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13 (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	70%	-37 1月につき
A3 2114			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2115			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算21 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	70%	-3
A3 2116			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算22 (制限)		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	-2
A3 2117			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算23 (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合	70%	-2
A3 2118			訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間 (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	-2
A3 2401			訪問型後日業務継続計画未策定減算11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	70%	-12 1月につき
A3 2402			訪問型後日業務継続計画未策定減算11日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2403			訪問型後日業務継続計画未策定減算12 (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	70%	-23 1月につき
A3 2404			訪問型後日業務継続計画未策定減算12日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2405			訪問型後日業務継続計画未策定減算13 (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	70%	-37 1月につき
A3 2406			訪問型後日業務継続計画未策定減算13日割 (制限)			70%	-1 1日につき
A3 2407			訪問型後日業務継続計画未策定減算21 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	70%	-3
A3 2408			訪問型後日業務継続計画未策定減算22 (制限)		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	-2
A3 2409			訪問型後日業務継続計画未策定減算23 (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合	70%	-2
A3 2410			訪問型後日業務継続計画未策定減算短時間 (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	-2
A3 ①-1			訪問型サービス同一建物減算1 (制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		70%	所定単位数の10%減算
A3 ①-2			訪問型サービス同一建物減算2 (制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		70%	所定単位数の15%減算
A3 ①-3			訪問型サービス同一建物減算3 (制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		70%	所定単位数の12%減算
A3 ①-4			訪問型サービス特別地域加算 (制限)		所定単位数の15%加算	70%	1月につき
A3 ①-5			訪問型サービス特別地域加算日割 (制限)	特別地域加算	所定単位数の15%加算	70%	1日につき
A3 ①-6			訪問型サービス特別地域加算回数 (制限)		所定単位数の15%加算	70%	1回につき
A3 ①-7			訪問型サービス小規模事業所加算 (制限)		所定単位数の10%加算	70%	1月につき
A3 ①-8			訪問型サービス小規模事業所加算日割 (制限)	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	70%	1日につき
A3 ①-9			訪問型サービス小規模事業所加算回数 (制限)		所定単位数の10%加算	70%	1回につき
A3 ①-10			訪問型サービス中山間地域等提供加算 (制限)		所定単位数の5%加算	70%	1月につき
A3 ①-11			訪問型サービス中山間地域等加算日割 (制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	70%	1日につき
A3 ①-12			訪問型サービス中山間地域等加算回数 (制限)		所定単位数の5%加算	70%	1回につき
A3 2030			訪問型サービス初回加算 (制限)	ハ 初回加算	200単位加算	70%	200
A3 2031			訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ (制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算	70%	100
A3 2032			訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ (制限)		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算	70%	200
A3 2203			訪問型サービス口腔連携強化加算 (制限)	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1月につき、1月1回まで)	70%	50
A3 ①-13			訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ (制限)	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の245/1000 加算	70%	
A3 ①-14			訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ (制限)		(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の224/1000 加算	70%	
A3 ①-15			訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ (制限)		(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の182/1000 加算	70%	
A3 ①-16			訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ (制限)		(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の145/1000 加算	70%	

※①-1～①-16のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1-3 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (4割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位		
A3 3001	訪問型サービスⅠ (制限)			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	60%	1176	1月につき		
A3 3003	訪問型サービスⅠ日割 (制限)			1,176単位	60%	39	1日につき		
A3 3005	訪問型サービスⅡ (制限)			(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	60%	2349	1月につき		
A3 3007	訪問型サービスⅡ日割 (制限)			2,349単位	60%	77	1日につき		
A3 3009	訪問型サービスⅢ (制限)			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	60%	3727	1月につき		
A3 3011	訪問型サービスⅢ日割 (制限)			3,727単位	60%	123	1日につき		
A3 3013	訪問型サービスⅣ (制限)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	60%	287	1回につき		
A3 3015	訪問型サービスⅤ (制限)			(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%	179			
A3 3017	訪問型サービスⅥ (制限)			(二) 所用時間45分以上の場合	60%	220			
A3 3019	訪問型短時間サービス (制限)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	60%	163			
A3 3109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11 (制限)		高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-12	1月につき
A3 3110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12 (制限)			(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-23	1月につき	
A3 3112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13 (制限)			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	60%	-37	1月につき	
A3 3114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算21 (制限)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	60%	-3	1回につき
A3 3116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算22 (制限)			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%	-2		
A3 3117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算23 (制限)			(二) 所用時間45分以上の場合	60%	-2			
A3 3118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間 (制限)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	60%	-2		
A3 3401	訪問型後自業務継続計画未策定減算11 (制限)		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-12	1月につき
A3 3402	訪問型後自業務継続計画未策定減算11日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3403	訪問型後自業務継続計画未策定減算12 (制限)			(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-23	1月につき	
A3 3404	訪問型後自業務継続計画未策定減算12日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3405	訪問型後自業務継続計画未策定減算13 (制限)			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	60%	-37	1月につき	
A3 3406	訪問型後自業務継続計画未策定減算13日割 (制限)					所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき
A3 3407	訪問型後自業務継続計画未策定減算21 (制限)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	60%	-3	1回につき
A3 3408	訪問型後自業務継続計画未策定減算22 (制限)			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%	-2		
A3 3409	訪問型後自業務継続計画未策定減算23 (制限)			(二) 所用時間45分以上の場合	60%	-2			
A3 3410	訪問型後自業務継続計画未策定減算短時間 (制限)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	60%	-2		
A3 ㉔-1	訪問型サービス同一建物減算1 (制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	60%	1月につき		
A3 ㉔-2	訪問型サービス同一建物減算2 (制限)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	60%			
A3 ㉔-3	訪問型サービス同一建物減算3 (制限)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	60%			
A3 ㉔-4	訪問型サービス特別地域加算 (制限)			所定単位数の15%加算	60%	1月につき			
A3 ㉔-5	訪問型サービス特別地域加算日割 (制限)		特別地域加算	所定単位数の15%加算	60%	1日につき			
A3 ㉔-6	訪問型サービス特別地域加算回数 (制限)			所定単位数の15%加算	60%	1回につき			
A3 ㉔-7	訪問型サービス小規模事業所加算 (制限)			所定単位数の10%加算	60%	1月につき			
A3 ㉔-8	訪問型サービス小規模事業所加算日割 (制限)		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	60%	1日につき			
A3 ㉔-9	訪問型サービス小規模事業所加算回数 (制限)			所定単位数の10%加算	60%	1回につき			
A3 ㉔-10	訪問型サービス中山間地域等提供加算 (制限)			所定単位数の5%加算	60%	1月につき			
A3 ㉔-11	訪問型サービス中山間地域等加算日割 (制限)		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	60%	1日につき			
A3 ㉔-12	訪問型サービス中山間地域等加算回数 (制限)			所定単位数の5%加算	60%	1回につき			
A3 3030	訪問型サービス初回加算 (制限)		ハ 初回加算	200単位加算	60%	200	1月につき		
A3 3031	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ (制限)		ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	60%	100			
A3 3032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ (制限)			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	60%	200			
A3 3203	訪問型サービス口腔連携強化加算 (制限)		ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1月につき、1月1回まで)	60%	50			
A3 ㉔-13	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ (制限)		ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算	60%				
A3 ㉔-14	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ (制限)			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算	60%				
A3 ㉔-15	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ (制限)			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算	60%				
A3 ㉔-16	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ (制限)			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算	60%				

※㉔-1～㉔-16のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1-4 (第6条関係)
 由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスA

その① 1割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1010	1割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率 90%	941	
A3	1050	1割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879	
A3	1055	1割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,981	
A3	1001	1割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 90%	230	
A3	1002	1割 訪問型サービスA V 回数		(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 90%	143
A3	1009	1割 訪問型サービスA VI 回数			(二)所用時間45分以上の場合	176
A3	1008	1割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	130	
A3	1006	1割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算	160	1月につき	
A3	1007	1割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算	80		

その② 2割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1060	2割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率 80%	941	
A3	1065	2割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879	
A3	1070	2割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,981	
A3	1011	2割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 80%	230	
A3	1012	2割 訪問型サービスA V 回数		(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 80%	143
A3	1019	2割 訪問型サービスA VI 回数			(二)所用時間45分以上の場合	176
A3	1018	2割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	130	
A3	1016	2割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算	160	1月につき	
A3	1017	2割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算	80		

その③ 3割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1030	3割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率 70%	941	
A3	1035	3割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879	
A3	1040	3割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,981	
A3	1021	3割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 70%	230	
A3	1022	3割 訪問型サービスA V 回数		(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 70%	143
A3	1029	3割 訪問型サービスA VI 回数			(二)所用時間45分以上の場合	176
A3	1028	3割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	130	
A3	1026	3割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算	160	1月につき	
A3	1027	3割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算	80		

その④ 4割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1031	4割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率 60%	941	
A3	1032	4割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879	
A3	1033	4割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,981	
A3	1034	4割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 60%	230	
A3	1036	4割 訪問型サービスA V 回数		(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 60%	143
A3	1037	4割 訪問型サービスA VI 回数			(二)所用時間45分以上の場合	176
A3	1041	4割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	130	
A3	1038	4割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算	160	1月につき	
A3	1039	4割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算	80		

別表第2-1 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A6 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型サービス11日割		59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型サービス12日割		119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型サービス21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	436	1回につき
A6	1123	通所型サービス22回数		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	447	
A6	C211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	C212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A6	C213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	C214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき	
A6	C215	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6	C216	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	-4	
A6	D211	通所型サービス業務継続計画未実施減算11	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	D212	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割				-1	1日につき
A6	D213	通所型サービス業務継続計画未実施減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	D214	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割			-1	1日につき	
A6	D215	通所型サービス業務継続計画未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6	D216	通所型サービス業務継続計画未実施減算22			事業対象者・要支援2	-4	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752		
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき 47単位減算 (限度額: イ1・376単位/イ2・752単位)/月	-47	片道につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	100	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2 176単位加算	176		
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2 144単位加算	144		
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2 48単位加算	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		59単位	41		1日につき	
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		119単位	83		1日につき	
A6	8003	通所型サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	1回につき	305	
A6	8013	通所型サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			単位			41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			単位			83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき	
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313		

別表第2-2 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表 (3割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位	
A7	2001	通所型サービス11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,798	1月につき	
A7	2002	通所型サービス11日割 (制限)			59単位	70%	59	1日につき	
A7	2003	通所型サービス12 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	70%	3,621	1月につき	
A7	2004	通所型サービス12日割 (制限)			119単位	70%	119	1日につき	
A7	2005	通所型サービス21回数 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	70%	436	1回につき	
A7	2006	通所型サービス22回数 (制限)		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	70%	447		
A7	2113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11 (制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	70%	-18	1月につき	
A7	2114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割 (制限)				70%	-1	1日につき	
A7	2115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12 (制限)				事業対象者・要支援2	70%	-36	1月につき
A7	2116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割 (制限)		70%	-1	1日につき			
A7	2117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21 (制限)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	70%	-4	1回につき	
A7	2118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22 (制限)			事業対象者・要支援2	70%	-4		
A7	2119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11 (制限)		業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	70%	-18	1月につき
A7	2120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割 (制限)					70%	-1	1日につき
A7	2121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12 (制限)					事業対象者・要支援2	70%	-36
A7	2122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割 (制限)			70%	-1	1日につき		
A7	2123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21 (制限)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	70%	-4	1回につき
A7	2124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22 (制限)				事業対象者・要支援2	70%	-4	
A7	2011	通所型サービス同一建物減算1 (制限)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス (独自) を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	70%	-376	1月につき	
A7	2012	通所型サービス同一建物減算2 (制限)			事業対象者・要支援2 752単位減算	70%	-752		
A7	2125	通所型サービス同一建物減算3 (制限)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	70%	-94	1回につき	
A7	2128	通所型サービス送迎減算 (制限)	事業所が送迎を行わない場合	片道につき 47単位減算 (限度額: イ1・376単位/イ2・752単位)/月	70%	-47	片道につき		
A7	③-1	通所型サービス中山間地域等提供加算 (制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		70%		1月につき	
A7	③-2	通所型サービス中山間地域等加算日割 (制限)		所定単位数の5%加算		70%		1日につき	
A7	③-3	通所型サービス中山間地域等加算回数 (制限)		所定単位数の5%加算		70%		1回につき	
A7	2013	通所型生活上グループ活動加算 (制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		70%	100		
A7	2010	通所型サービス若年性認知症受入加算 (制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		70%	240		
A7	2015	通所型サービス栄養アセスメント加算 (制限)	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		70%	50		
A7	2100	通所型サービス栄養改善加算 (制限)	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		70%	200		
A7	2016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ (制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150単位加算	70%	150		
A7	2101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ (制限)		(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160単位加算	70%	160		
A7	2127	通所型サービス一体的サービス提供加算 (制限)	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算		70%	480		
A7	2102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1 (制限)	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	70%	88	1月につき	
A7	2103	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2 (制限)		(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援2 176単位加算	70%	176		
A7	2022	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1 (制限)		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	70%	72		
A7	2023	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2 (制限)		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援2 144単位加算	70%	144		
A7	2026	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1 (制限)		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	70%	24		
A7	2027	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2 (制限)		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 48単位加算	70%	48		
A7	2104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ (制限)		ヌ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算		70%		100
A7	2028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ (制限)	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算		70%	200		
A7	2105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき	
A7	2030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ (制限)		(2) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5		
A7	2106	通所型サービス科学的介護推進体制加算 (制限)	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		70%	40		
A7	③-4	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ (制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算	70%		1月につき	
A7	③-5	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ (制限)		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算	70%			
A7	③-6	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ (制限)		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算	70%			
A7	③-7	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ (制限)		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算	70%			

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位
A7	4001	通所型サービス11・定超 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,259	1月につき
A7	4002	通所型サービス11日割・定超 (制限)					59単位	41
A7	4003	通所型サービス12・定超 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7	4004	通所型サービス12日割・定超 (制限)					119単位	83
A7	4005	通所型サービス21回数・定超 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき
A7	4006	通所型サービス22回数・定超 (制限)		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位
A7	5001	通所型サービス11・人欠 (制限)	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,259	1月につき
A7	5002	通所型サービス11日割・人欠 (制限)					単位	41
A7	5003	通所型サービス12・人欠 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7	5004	通所型サービス12日割・人欠 (制限)					単位	83
A7	5005	通所型サービス21回数・人欠 (制限)	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき
A7	5006	通所型サービス22回数・人欠 (制限)		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313	

※③-1～③-7のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第2-3 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表 (4割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位			
A7	3001	通所型サービス11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	60%	1,798	1月につき			
A7	3002	通所型サービス11日割 (制限)			59単位	60%	59	1日につき			
A7	3003	通所型サービス12 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	60%	3,621	1月につき			
A7	3004	通所型サービス12日割 (制限)			119単位	60%	119	1日につき			
A7	3005	通所型サービス21回数 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	60%	436	1回につき			
A7	3006	通所型サービス22回数 (制限)			事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	60%		447		
A7	3113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11 (制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	60%	-18	1月につき			
A7	3114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割 (制限)				60%	-1	1日につき			
A7	3115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12 (制限)				事業対象者・要支援2	60%	-36	1月につき		
A7	3116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割 (制限)					60%	-1	1日につき		
A7	3117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21 (制限)				ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	60%	-4	1回につき	
A7	3118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22 (制限)					事業対象者・要支援2	60%	-4		
A7	3119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11 (制限)		業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	60%	-18	1月につき		
A7	3120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割 (制限)					60%	-1	1日につき		
A7	3121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12 (制限)					事業対象者・要支援2	60%	-36	1月につき	
A7	3122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割 (制限)						60%	-1	1日につき	
A7	3123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21 (制限)					ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	60%	-4	1回につき
A7	3124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22 (制限)						事業対象者・要支援2	60%	-4	
A7	3011	通所型サービス同一建物減算1 (制限)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス (独自) を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	60%	-376			
A7	3012	通所型サービス同一建物減算2 (制限)			事業対象者・要支援2	752単位減算	60%	-752			
A7	3125	通所型サービス同一建物減算3 (制限)			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	60%	-94	1回につき		
A7	3128	通所型サービス送迎減算 (制限)	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	47単位減算	60%	-47	片道につき			
A7	④-1	通所型サービス中山間地域等提供加算 (制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	60%		1月につき			
A7	④-2	通所型サービス中山間地域等加算日割 (制限)			所定単位数の5%加算	60%		1日につき			
A7	④-3	通所型サービス中山間地域等加算回数 (制限)			所定単位数の5%加算	60%		1回につき			
A7	3013	通所型生活上グループ活動加算 (制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	60%	100				
A7	3010	通所型サービス若年性認知症受入加算 (制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	60%	240				
A7	3100	通所型サービス栄養アセスメント加算 (制限)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	60%	50				
A7	3015	通所型サービス栄養改善加算 (制限)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	60%	200				
A7	3016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ (制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150単位加算	60%	150				
A7	3101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ (制限)		(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160単位加算	60%	160				
A7	3127	通所型サービス一体的サービス提供加算 (制限)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	60%	480				
A7	3102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1 (制限)	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援1	88単位加算	60%	88			
A7	3103	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2 (制限)			事業対象者・要支援2	176単位加算	60%	176			
A7	3022	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1 (制限)			(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72		
A7	3023	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2 (制限)				事業対象者・要支援2	144単位加算	60%	144		
A7	3026	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1 (制限)			(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24		
A7	3027	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2 (制限)				事業対象者・要支援2	48単位加算	60%	48		
A7	3104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ (制限)				ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	60%	100	
A7	3028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ (制限)	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算	60%			200			
A7	3105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	60%	20				
A7	3030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ (制限)			(2) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	60%	5			
A7	3106	通所型サービス科学的介護推進体制加算 (制限)	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	60%	40				
A7	④-4	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ (制限)	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算	60%		1月につき			
A7	④-5	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ (制限)			(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算	60%				
A7	④-6	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ (制限)			(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算	60%				
A7	④-7	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ (制限)			(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算	60%				

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位
A7	6001	通所型サービス11・定超 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A7	6002	通所型サービス11日割・定超 (制限)			59単位		41	1日につき
A7	6003	通所型サービス12・定超 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7	6004	通所型サービス12日割・定超 (制限)			119単位		83	1日につき
A7	6005	通所型サービス21回数・定超 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	305	1回につき	
A7	6006	通所型サービス22回数・定超 (制限)			事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位
A7	7001	通所型サービス11・人欠 (制限)	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	1,259	1月につき
A7	7002	通所型サービス11日割・人欠 (制限)			単位		41	1日につき
A7	7003	通所型サービス12・人欠 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7	7004	通所型サービス12日割・人欠 (制限)			単位		83	1日につき
A7	7005	通所型サービス21回数・人欠 (制限)	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	305	1回につき	
A7	7006	通所型サービス22回数・人欠 (制限)			事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	313	1回につき

※④-1～④-7のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第2-4 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスA

その① 1割負担の場合 (保険給付率90%)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1005	1割 通所型サービスA11 (短時間)	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 90%	863	1月につき
A7	1003	1割 通所型サービスA11 (1日)		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 90%	1,438	
A7	1004	1割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2 (週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	2,897	
A7	1006	1割 通所型サービスA11 (短時間) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	208	1回につき
A7	1001	1割 通所型サービスA11 (1日) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	349	
A7	1002	1割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	358	

その② 2割負担の場合 (保険給付率80%)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1015	2割 通所型サービスA11 (短時間)	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 80%	863	1月につき
A7	1012	2割 通所型サービスA11 (1日)		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 80%	1,438	
A7	1013	2割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2 (週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	2,897	
A7	1016	2割 通所型サービスA11 (短時間) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	208	1回につき
A7	1011	2割 通所型サービスA11 (1日) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	349	
A7	1020	2割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	358	

その③ 3割負担の場合 (保険給付率70%)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1025	3割 通所型サービスA11 (短時間)	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 70%	863	1月につき
A7	1022	3割 通所型サービスA11 (1日)		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 70%	1,438	
A7	1023	3割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2 (週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	2,897	
A7	1026	3割 通所型サービスA11 (短時間) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	208	1回につき
A7	1021	3割 通所型サービスA11 (1日) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	349	
A7	1030	3割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	358	

その④ 4割負担の場合 (保険給付率60%)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1035	4割 通所型サービスA11 (短時間)	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 60%	863	1月につき
A7	1031	4割 通所型サービスA11 (1日)		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 60%	1,438	
A7	1032	4割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2 (週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	2,897	
A7	1036	4割 通所型サービスA11 (短時間) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	208	1回につき
A7	1033	4割 通所型サービスA11 (1日) 回数		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	349	
A7	1034	4割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	358	

別表第3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスC

算定項目	単価
訪問型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスC

算定項目	単価
通所型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円
送迎利用加算(片道)	250円
送迎利用加算(往復)	500円
生活機能向上加算	20,000円

別表第4（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防支援事業

その①（保険給付率100%）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	442	
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	742単位	742	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	742単位	742	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,042単位	1,042	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	438単位	438	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	738単位	738
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	738単位	738
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF	1009	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	438単位	438	
AF	1010	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	738単位	738
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	738単位	738
AF	1012	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF	1013	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	434単位	434	
AF	1014	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	734単位	734
AF	1015	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	734単位	734
AF	1016	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,034単位	1,034

1月につき